

現状

- ◆ 士業者であることを証する書類を提示（郵送請求の場合は写しを提出）し、士業者の所属する会が発行した交付請求書（いわゆる統一請求書）を記入し、職印を押したものと提出
- ◆ 市区町村は、請求理由は適切か、業務の範疇か、受任した事務・事件の内容に照らして過不足はないか等の点検を行った上で証明書を交付

<士業者による職務上請求>

- ◆ 戸籍法に規定されている8士業（※）は、受任している事件又は事務に関する業務の遂行に必要がある場合、戸籍証明書等の請求ができる。
- ※ 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

<統一請求書>

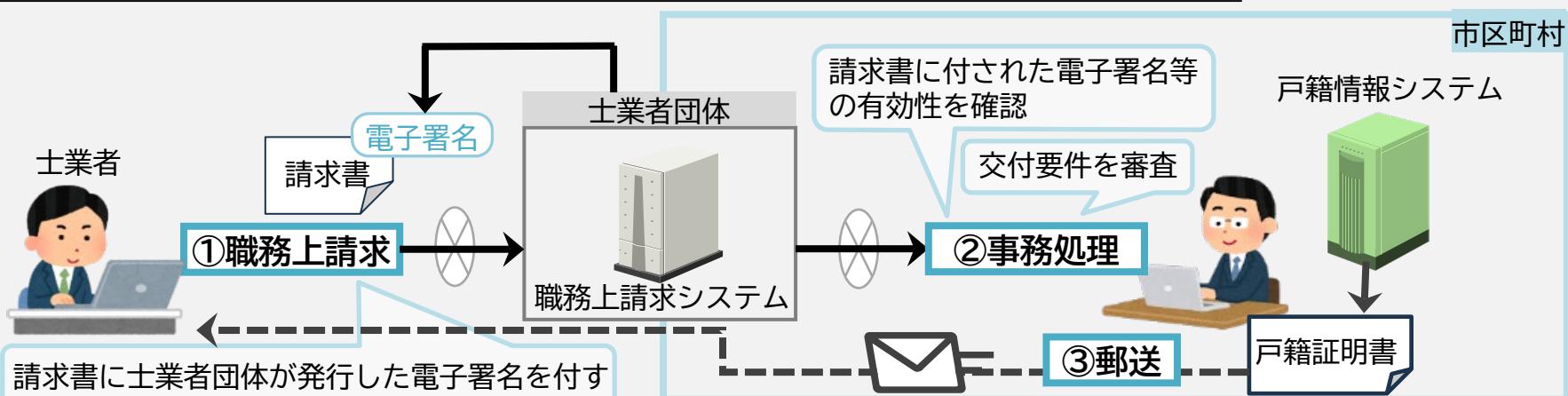
- ◆ 各士業団体において、士業者が戸籍証明書を請求する場合に使用を義務付けている用紙
- ◆ 通番を付す、販売数の上限を設ける、倫理研修を受講した者にのみ販売する等の不正防止措置が講じられている

オンライン化の検討状況

- ◆ 戸籍法施行規則の改正により、既に法制上は可能
- ◆ 現在、法務省において、士業者団体と意見交換を行うなどして、不正請求の防止措置を検討中

共通化の方法

- ◆ 法務省の定める不正請求の防止措置を踏まえ、希望する士業者団体がシステムを構築
⇒希望する市区町村はこれを導入することで、システム上で請求を受けることが可能に



不正請求の防止措置（検討中のポイント）

- ◆ 請求書情報等を一定期間保存し、不正請求があった場合には、どの士業者によるどのような請求であったかを確認できるようにすること
- ◆ 同じ士業者から短期間に大量の請求があった場合に、市区町村や士業者団体に警告する機能や、必要に応じて請求できないよう制御する機能を設けること
- ◆ その他、システムのセキュリティ上必要と考えられる措置

今後のスケジュール

	令和7年度				令和8年度												令和9年度	
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
不正請求防止措置の検討 【法務省】																		
開発業者における開発 【士業者団体（任意）】																		
市区町村における導入 【市区町村（任意）】																		

※令和8年度以降のスケジュールについては、士業者団体及び市区町村が自ら任意で行うものであり、あくまでイメージです。

費用負担のイメージ

<各士業者団体>

- ◆ 初期費用：システム設計、機能開発、インフラ構築
- ◆ 従量課金：クレジットカード決済手数料
- ◆ 保守費用：システム保守、障害対応等

<各市区町村>

- ◆ 初期費用：十数万円～数十万円
- ◆ 保守費用：月額 数万円～十数万円

※ある士業者団体から聴き取ったイメージを参考としてお示ししています。

※法務省としては、士業団体と市区町村の間における費用負担の在り方についてコメントする立場になく、上記イメージに沿って分担することを推奨するものではありません。

※この方針は、市区町村が独自に職務上請求システムを構築することを妨げるものではありません。